

## するめいか及びくろまぐろの令和3管理年度の知事管理漁獲可能量について

漁業法第15条第1項による、するめいか及びくろまぐろの令和3管理年度における漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（都道府県別漁獲可能量）がこのたび通知されました。（令和2年12月24付け2水管第1992号及び令和3年2月8付け2水管第2335号農林水産大臣通知）

するめいかについては「現行水準」、くろまぐろについては小型魚2.3トン、大型魚8.7トンとして漁獲可能量が示されたため、法第16条第1項に基づく知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）を定めることとし、兵庫県資源管理方針の「別紙1-3するめいか」、「別紙1-4くろまぐろ(小型魚)」及び「別紙1-5くろまぐろ(大型魚)」に示す漁獲可能量の知事管理区分、配分の基準に則して、次の表に掲げる管理区分に配分し、管理を行うこととします。

（漁業法第16条第1項に基づく知事管理漁獲可能量）

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
するめいか	兵庫県するめいか漁業	現行水準
くろまぐろ（小型魚）	兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	1.9トン
	兵庫県日本海定置漁業	0.3トン
	兵庫県その他漁業	0.1トン
くろまぐろ（大型魚）	兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	2.8トン
	兵庫県その他漁業	2.4トン

※くろまぐろ(大型魚)については、別途、3.5トンを県留保とする。

### 参考 兵庫県資源管理方針別紙（配分関係抜粋）

#### （別紙1-3）

- 第1 特定水産資源  
するめいか
- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
（略）
- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  
全量を兵庫県するめいか漁業区分に配分する。

#### （別紙1-4）

- 第1 特定水産資源  
くろまぐろ（小型魚）
- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
（略）
- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  
漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、やむを得ない混獲を管理するための数量として0.1トンを第2の3兵庫県その他漁業区分に配分する。残りの数量は第2の1の兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業区分及び第2の2兵庫県定置漁業区分に配分するものとし、その配分に際しては、知事管理区分毎に以下の当初配分時の比率を乗じた数量（少数第2位を四捨五入）を配分することとする。  
なお、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合については、第2の1の兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業区分及び第2の2兵庫県定置漁業区分に以下の追加配分時の比率により配分する。  
ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

（次ページに続く）

(当初配分時の比率)

管理区分	比率
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	1.9
兵庫県日本海定置漁業	0.3

(追加配分時の比率)

管理区分	比率
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	0.8
兵庫県日本海定置漁業	0.2

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

- 1 特定水産資源の名称  
くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
(略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、4割を本県の留保枠とし、残りの6割を知事管理区分毎に以下の比率を乗じた数量(少数第2位を四捨五入)を配分することとする。

なお、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合についても同様に配分を行う。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

本県の留保枠については、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、消化するものとする。

管理区分	比率
兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	2.0
兵庫県その他漁業	1.7